

# 容量市場2020年度メインオークション に係る監視の中間報告 (要約)

令和2年9月17日(木)



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

**1. 監視の観点とこれまでの監視結果**

**2. 来年度に向けて検討すべき事項**

# 監視の観点とこれまでの監視結果

- 市場支配的事業者<sup>注1</sup>が、
  1. 正当な理由なく、稼働が決定している電源を応札しないこと(売り惜しみ)
  2. 電源維持のために必要な金額を不当に上回る価格で応札すること(価格つり上げ)によって、高い約定価格が形成される場合、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の使用者の利益を阻害するおそれがある。
- そのため、電力・ガス取引監視等委員会では、本年7月に電力広域的運営推進機関において実施された容量市場のメインオークションについて、「容量市場における入札ガイドライン」に基づき、「売り惜しみ」や「価格つり上げ」などの問題となる行為がなかったかどうか監視を行っている。
- 14日には、これまでの監視の結果と、それを踏まえて来年度のオークションに向けて検討すべき事項をとりまとめ、中間報告として公表しているところ。
- なお、現時点では、「売り惜しみ」や「価格つり上げ」等、問題となる事例は認められなかった。

注1：前年度のメインオークションにおいて、容量市場の目標調達量を満たすために、ある事業者の保有する電源が不可欠となる場合に、当該事業者は市場支配的事業者に該当する。  
令和2年度に実施される容量市場オークションでは、前年度実績がないため、当年度において500万kW以上の発電規模を有する事業者（旧一般電気事業者）が該当する。

## 売り惜しみの監視概要

- 応札しなかった又は期待容量<sup>注1</sup>を下回る容量で応札した電源について、理由の説明と根拠資料の提出を求め、合理性を確認したところ、問題となる事例は認められなかった。
- なお、主な理由としては、「2024年度に計画停止や休廃止等の予定がある」や「2024年度において、FIT認定を予定している」などがあげられる。

注1：設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量。

## 価格つり上げの監視概要

- 「約定価格を決定した電源と、その上下2電源」及び「最も高い価格で応札した3電源（ただし、約定価格以上）」について、維持管理コスト<sup>注2</sup>に基づいて応札しているか確認すべく、応札価格を構成する人件費や修繕費等の算定方法及び根拠の説明を求め、事実関係を確認した結果、現時点では問題となる事例は認められなかった。
- なお、上述の監視対象となる電源のうち「約定価格を決定した電源と、その上下2電源」に該当する電源については、引き続き、事実関係の確認等を行っているところ。

注2：電源を維持することで支払うコストから電源を稼働することで得られる他市場収益を差し引いた額。

# 1. 監視の観点とこれまでの監視結果

## 2. 来年度に向けて検討すべき事項

## 経過措置及びその対象電源の逆数入札のあり方

- 今回のオークションにおいては、小売事業者の負担を軽減する観点から、2010年度末までに竣工した電源は、経過措置として契約額を58%に減額。
- あわせて、その経過措置対象となる電源については、それを維持するために必要な金額を確保する機会を与えるため、その割引分の逆数を乗じて入札すること（逆数入札）も認めている。
- オークションの入札結果を分析したところ、約定価格近傍の入札電源の多くが、経過措置対象かつその割引分を逆数入札したものであった。その結果、供給曲線は、各電源を維持するために必要な額を上回る曲線となり、約定点は、その電源を維持するために必要な金額を大きく上回る価格となった。
- このように、経過措置対象電源の逆数入札は、その電源を維持するために必要な金額を確保する機会を与える観点から合理的なものであったが、結果として、入札価格を引き上げることとなった。
- こうしたことを踏まえ、経済産業省及び電力広域的運営推進機関は、来年度のオークションに向けて、経過措置及びその逆数入札のあり方について、改めて検討を行うことが適当である。

# 維持管理コストの計算方法について

- 維持管理コストの計算方法に関して、ガイドライン上、直ちに問題となるものではないが、以下5項目について、その合理性に疑義があるものも見受けられた。
- こうしたことを踏まえ、経済産業省は、来年度のオークションに向けて、これらの計算方法のあり方を整理し、ガイドライン等で示すことが適当である。

## ①複数年度分の費用計上について

- 2024年度まで電源維持するため、2024年度以前に要する複数年度分の定期検査等維持管理費用も含め、維持管理コストを計上している事例がみられた。
- 維持管理コストの考え方を踏まえると、複数年度分の費用を単年度で計上するのではなく、平準化した単年度分の費用のみを計上することがより合理的とも考えられる。

## ②事業報酬の計上

## ③事業税の算定方法

## ④事業税・資本割の計上

## ⑤法人税の計上

維持管理コストに計上しないことや算定方法を工夫することがより合理的とも考えられる。